

(2) 町田市下水道ビジョン策定懇談会

① 懇談会の役割

『下水道ビジョン』及び『下水道アクションプラン』の策定にあたって、第三者の視点から意見する機関。

② 懇談会委員名簿(敬称略) 2010年11月1日時点

*会長

分類	名前	役職等	備考
学識経験者	タカチホ ヤスナガ 高千穂 安長*	玉川大学経営学部教授	
	ナガオカ ヒロシ 長岡 裕	東京都市大学工学部教授	
	マツモト ノブコ 松本 暢子	大妻女子大学社会情報学部教授	
	イチコ タロウ 市古 太郎	首都大学東京都市環境学部助教	
町田市町内会・ 自治会連合会の代表	モリナガ ヒサエ 盛永 久恵	・町田市町内会・自治会連合会副会長 ・旭町中央町内会会長	町田市町内会・ 自治会連合会推薦
商工業者 その他事業者	マツダ ヒデユキ 松田 英行	・(株)松田設備 代表取締役 ・町田商工会議所 建設業部会 部会長	町田商工会議所 推薦
公募市民	イシカワ アキラ 石川 旭		成瀬地区在住
	ワタナベ ヒロシ 渡辺 洋		三輪地区在住

③ 町田市下水道ビジョン策定懇談会設置要綱

町田市下水道ビジョン策定懇談会設置要綱

第1 設置

町田市下水道ビジョンの策定に関し、学識経験者等の意見を聴くため、町田市下水道ビジョン策定懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

第2 定義

この要綱において「町田市下水道ビジョン」とは、町田市の下水道事業を安定的かつ効率的に実施していくために策定する町田市下水道事業の総合的な計画で、おおむね30年間を計画期間として定めるものをいう。

第3 所掌事務

懇談会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 町田市下水道ビジョンの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第4 組織

- 1 懇談会は、委員8人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者 4人以内
 - (2) 町田市町内会・自治会連合会の代表 1人
 - (3) 商工業者その他の事業者 1人
 - (4) 市民のうちから公募したもの 2人以内

第5 委員の任期

委員の任期は、懇談会が第3の規定による報告をしたときまでとする。

第6 会長

- 1 懇談会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第7 会議

- 1 懇談会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第8 庶務

懇談会の庶務は、上下水道部上下水道総務課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、2010年4月1日から施行する。

(3) 経営アドバイザー

① 経営アドバイザー設置の目的

下水道事業の総合計画『下水道ビジョン』を策定するにあたり、下水道財政の健全化や効率的な事業展開に関して、専門的見地からの意見を聞くため。

② 経営アドバイザーの役割

- (1) 健全な下水道財政のあるべき姿について経営的、効率的な観点からの助言。
- (2) 市で作成する、健全化に向けた下水道財政の見通しに対する助言。

③ 経営アドバイザー(敬称略)

公認会計士 青山 伸一

(4) 庁内検討体制（2010年度時点）

① 下水道ビジョン策定委員会

委員長	上下水道部担当副市長
委員	政策経営部長 政策経営部経営改革室長 財務部長 市民部防災安全担当部長 環境資源部長 都市づくり部長 上下水道部長

② 下水道ビジョン検討幹事会

幹事長	上下水道部長
幹事	政策経営部企画政策課長 政策経営部経営改革室担当課長 財務部財政課長 市民部防災安全課長 環境資源部環境総務課長 都市づくり部都市計画課長 下水道ビジョン部内検討会委員

③ 下水道ビジョン部内検討会

会長	上下水道部長
委員	上下水道総務課長 上下水道総務課担当課長 工務課長 工務課課長補佐 業務課長 水質管理課長 水再生課長 水再生課課長補佐

④ 作業部会の概要

作業部会名	財政健全化 作業部会	処理場再検討 作業部会	災害対策 作業部会	環境対策 作業部会
部会長	業務課長	水再生課長	工務課長	水質管理課長
部会員	上下水道総務課、 工務課、業務課、 水質管理課、 水再生課	上下水道総務課、 水質管理課、 水再生課	上下水道総務課、 工務課、 水質管理課、 水再生課	上下水道総務課、 工務課、業務課、 水質管理課、 水再生課
所掌事務	効率的・効果的な 投資と経営基盤の 強化による安定し た経営の検討	あらゆる可能性を 視野に入れた最適 な下水処理場のあ り方の再検討	自然災害に強い下 水道施設の検討	環境に配慮した下 水道施設の検討
具体的な 検討項目	・事業の優先度 ・支出の削減 ・収入の確保 ・起債の削減 等	・水処理の集約 ・汚泥の集約 ・処理区域の再編 等	・浸水対策 ・地震対策 ・安全面から見た 下水道施設の更新 等	・下水道と浄化槽の 役割分担 ・環境面から見た 下水道施設の更新 等

⑤ 町田市下水道ビジョン策定委員会設置要綱

町田市下水道ビジョン策定委員会設置要綱

第1 設置

町田市下水道ビジョンの策定に資するため、町田市下水道ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 定義

この要綱において「町田市下水道ビジョン」とは、町田市の下水道事業を安定的かつ効率的に実施していくために策定する町田市下水道事業の総合的な計画で、おおむね30年間を計画期間として定めるものをいう。

第3 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 町田市下水道ビジョンの策定方針に関すること。
- (2) 町田市下水道ビジョンの案を策定すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第4 組織

- 1 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 上下水道部担当副市長

委員 政策経営部長 政策経営部経営改革室長 財務部長 市民部防災安全担当部長 環境資源部長 都市づくり部長 上下水道部長

第5 委員長

- 1 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 下水道ビジョン検討幹事会

- 1 委員会に下水道ビジョン検討幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。
- 2 幹事会は、委員会から付議された事項について調査、検討する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長及び幹事は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

幹事長 上下水道部長

幹事 政策経営部企画政策課長 財務部財政課長 市民部防災安全課長 環境資源部環境総務課長 都市づくり部都市計画課長 上下水道部上下水道総務課長 上下水道部工務課長 上下水道部業務課長 上下水道部水質管理課長 上下水道部水再生課長 政策経営部経営改革室担当課長 上下水道部上下水道総務課担当課長 上下水道部工務課課長補佐 上下水道部水再生課課長補佐

- 5 幹事会は、幹事長が招集する。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求めることができる。

第8 作業部会

- 1 幹事会に作業部会を置くことができる。
- 2 作業部会は、幹事会から付議された事項について調査、検討する。
- 3 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 部会長は、幹事のうちから幹事長が指名する。
- 5 部会員は、上下水道部に所属する職員のうちから幹事長が指名する。
- 6 作業部会は、部会長が招集する。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、作業部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。

第9 庶務

- 1 委員会及び幹事会の庶務は、上下水道部上下水道総務課において処理する。
- 2 作業部会の庶務は、部会長の所属する課において処理する。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、2010年5月17日から施行する。

1.2. 計画策定経過

項目		検討内容	下水道ビジョン 策定懇談会	経営 アドバイザー	下水道ビジョン 策定委員会	下水道ビジョン 検討幹事会	下水道ビジョン 部内検討会
2009年 (H21年)	12月	方向性 の検討					第1回(12/2) 第2回(12/14)
2010年 (H22年)	1月						第3回(1/27)
	2月						第4回(2/24)
	3月						
	4月						第5回(4/7) 第6回(4/28)
5月	骨子 ・目的 ・位置付け ・基本理念 ・基本方針 ・施策展開		5/17	第1回(5/26)	第1回(5/18)		
6月						第7回(6/16)	
7月							
8月					第2回(8/24)	第8回(8/18)	
9月					第2回(9/29)		第9回(9/8)
10月	第1回(11/17)		10/25		第3回(10/29)	第10回(10/4) 第11回(10/27)	
11月				第3回(11/4)			
12月					第4回(12/24)	第12回(12/15)	
2011年 (H23年)	1月	ビジョン 素案作成	第2回(1/19)		第4回(1/11)		第13回(1/26)
	2月		第3回(2/17)	2/15			第14回(2/23)
	3月		第4回(3/22)				第15回(3/23)
	4月		第5回(4/28)		第5回(4/18)	第5回(4/12)	第16回(4/6)
	5月	アクション プラン 素案作成		5/27			第17回(5/25)
	6月						第18回(6/23)
	7月	第6回(7/14)					
	8月	パブリック コメント					
	9月	まとめ				第6回(9/28)	第19回(9/22)
	10月		第7回(10/21)		第6回(10/6)		第20回(10/19)
11月							
12月	策定						

2. 用語の説明

あ行

雨水貯留・浸透施設：雨水貯留施設は雨水を一時貯留する施設で、下流の河川や雨水管へ流れるピーク量を抑制することができる。代表的なものとして「調整池」があげられる。一方、雨水浸透施設は雨水を地中に浸透させる施設で、これにより雨水管に流れ込む量そのものを減少させる効果がある。雨水の浸透は地下水の涵養など、水循環システムの保全・再生等の効果も期待される。

汚泥：排水処理や下水処理の各過程で、沈殿又はろ過等により取り除かれる泥状の物質。

温室効果ガス：太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガス。大気中の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等のガスが該当する。

か行

改築更新：下水道施設の全部又は一部を新しく作り直したり、取り替えを行うこと。

活性汚泥：下水に空気を吹き込み攪拌することで、凝集性のある集合体を形成する。これは水をきれいにする微生物の集まりで活性汚泥という。有機物の吸着能力や酸化能力に優れていて、また、沈降性もきわめて高く下水の生物処理に用いられる。

環境基準：健康保護と生活環境の保全を目的として、国や地方公共団体が公害防止対策を推進するために設定する、望ましい環境の基準。水質では、河川・湖沼・海域において、利用目的に適応した水質類型を「AA、A、B、C、D、E」で表し、その達成期間を「イ、ロ、ハ、ニ」で表している。

緊急輸送路：阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から行われる緊急輸送を円滑に行うため、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と防災拠点を相互に連絡する道路をいう。

計画放流水質：事業計画の計画目標年次までに達成すべき下水処理場からの放流水質の目標値で、一日たりとも超えてはならない数値。この水質は下水道管理者自らが定める。

下水：汚水（台所やトイレからの生活雑排水や工場、事業場からの工場排水等）と雨水を合わせた総称のこと。本計画の中では、汚水を流す管を污水管、雨水を流す管を雨水管、污水管と雨水管を合わせた総称を下水道管としている。

ゲリラ豪雨：集中豪雨の中でも降雨の範囲が非常に狭く、また降雨時間が短いにも関わらず単位時間あたりの降雨量が非常に多いもの。非常に狭い地域の中で短い時間で驚異的な大量の雨が降る局地的豪雨のため、浸水被害が発生しやすい。

建設副産物：建設工事に伴い副次的に得られた「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルトコンクリート塊」等のこと。

公共下水道事業評価委員会：公共下水道事業の妥当性について再評価した結果を第三者の視点で調査・検討する委員会。再評価とは、下水道事業の効率的・効果的实施並びにその過程の透明性・客観性の一層の向上を図ることを目的に1998年に創設された制度のことをいう。再評価後更に10年間を経過した時点で継続中の事業に該当したため、町田市では2008年度に委員会を設置し、下水道事業の継続の是非について判断を行った。

公共用水域：水質汚濁防止法で規定されている「河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域、及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路」のことをいう。

公債費：下水道施設整備にあたって地方自治体が借り入れた借金の元利償還費と一時借入れ金の利息の合計。

高度処理：通常の標準法で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理。窒素やリンを更に取り除くことができる。

さ行

事業計画：公共下水道を設置しようとするときに下水道管理者が定める計画のこと。5～7年の間に実施する計画で、予定処理区域、計画下水量、設置する施設の能力等を定める。事業の実施にあたっては、都知事の認可を受けなければならない。

資本費：現在（地方公営企業法非適用事業）は、公債費と同義。地方公営企業法を適用した場合（地方公営企業法適用事業）は、減価償却費、借り入れた借金の利息（一時借入れ金の利息を除く）、起債取扱諸費等の合計額。

循環型社会：有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

浄化槽：し尿のみを処理し生活雑排水は未処理のまま放流する単独処理浄化槽と、生活雑排水も合わせて処理する合併処理浄化槽の2種類がある。2001年度の浄化槽法の改正に

よって、単独処理浄化槽の新設は実質的に禁止されている。適正に管理されれば、下水道と同レベルの浄化能力を持つ。

準高度処理：標準法の水処理施設において、既存施設・設備を活かし、運転管理の工夫と最小限の設備改造を組み合わせることで、窒素やリンの削減効果を高める水処理方法。標準法の施設を高度処理化するまでの段階的な取り組みとして位置付けている。

市街化区域：既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域。都市計画法に基づき指定される。

市街化調整区域：市街化を抑制すべき区域で、開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則として行われない。都市計画法に基づき指定される。

親水施設：水に触れたり、接したり、水辺の眺望をとおして水に親しめるように整備された施設。公園内や河川・水路、調整池等に設置されている。

た行

窒素：元素の一種で、Nで示される。下水中の主要な成分で、リンと並んで水域の富栄養化の原因物質とされている。下水中では、アンモニウムイオン、硝酸イオン、有機性窒素等として存在する。

地方公営企業法：地方公共団体の経営する企業の組織、財務、職員の身分について定めた法律。地方公共団体が経営する公益的な事業のうち、病院事業、水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業が対象となる。

は行

BOD（生物化学的酸素要求量）：溶存酸素のもとで水中の好気性の微生物が一定時間内に有機物を酸化分解するのに消費する酸素量をmg/Lで表したもの。水の汚濁状態を表す指標の一つ。河川や汚水処理水の汚染指標に用いられる。数値が大きいほど汚れが大きいことを示す。

富栄養化：水中の窒素やリンが増えること。また、これにより植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮や青潮が発生する要因となる。

プロポーザル方式：業務の委託先や建築物の設計者を選定する際に、複数の者に目的物に対する企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行った者を選定すること。「プロポーザル（proposal）」は「企画、提案」の意味。

包括外部監査：従来の監査委員制度に加えて、外部の視点による監査を導入することによって監査機能を更に強化する制度。町田市では、2007年度から外部監査制度を導入し、市の組織に属さない公認会計士、弁護士、税理士等の外部の専門家が市の財務監査等を行っており、2009年度には「下水道事業等について」を監査テーマに監査を行った。

ポンプ場：下水を汲み上げるための施設。目的に応じて、排水ポンプ場、中継ポンプ場等がある。鶴川ポンプ場は、三輪地区の約165haの汚水を鶴見川クリーンセンターに送水する中継ポンプ場である。

ま行

マンホールポンプ：地形的に自然勾配で流下させることが困難な地区の下水を排除するため、マンホール内に設置した水中ポンプにより汚水を汲み上げて排除する施設。導入することによって、汚水管を深く設置する必要がなくなり工事費は安くなるが、維持管理経費がかかるとともに故障時や停電時に汚水が溢れる恐れもある。

未接続家屋：下水道が利用できるにも関わらず接続していない家屋のこと。下水道法では、公共下水道が利用可能となった土地の所有者等は遅滞なく接続することを義務付けており、特に汲み取りについては3年以内の改造が義務付けられている。

ら行

ライフサイクルコスト：新設、維持管理、改築、処分を含めた生涯費用の総計。

りん：元素の一種で、Pで示される。生物の増殖機能に重要な役割を果たしており、し尿、肥料等に多量に含まれている。湖沼、閉鎖性の海域等の富栄養化を促進する一因とされている。